

しが棚田米の認証に関する要綱のあらまし

1 趣旨

山の斜面や傾斜地に階段状に作られた水田である棚田は、農産物の供給のみならず、国土保全や自然環境保全などの多面的機能を有しており、貴重な国民的財産である。滋賀県の棚田地域においては、担い手の減少による荒廃農地が発生している一方、棚田地域のみならず、棚田ボランティア登録制度「たな友」の都市住民等によるボランティアとの協働により棚田の保全が図られている。こうした棚田地域で生産された棚田米を「しが棚田米」として認証する。

2 定義

しが棚田米とは、滋賀県の棚田ボランティア登録制度「たな友」の受け入れ地域(以下、「たな友」受け入れ地域という。)で生産され、滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年3月20日滋賀県条例第4号)第13条に基づき、環境こだわり農産物の認証を取得する米をいう。

3 申請について

- (1) 申請者
滋賀県の棚田ボランティア登録制度「たな友」の受け入れ団体の代表者
- (2) 申請の受付時期
収穫を開始する25日前まで
- (3) 申請関係書類の提出先
住所地为管轄する農業農村振興事務所田園振興課
- (4) その他留意事項
不正な手段により認証を受けた場合は認証を取り消す。

4 認証基準

- (1)「たな友」受け入れ地域で生産されていること。
- (2)申請年に1回以上の棚田交流活動を実施している(予定も含む)こと。
- (3)環境こだわり農産物の認証を取得すること。
- (4)「たな友」受け入れ団体の代表者が認める生産者が生産していること。

5 しが棚田米の認証ロゴマーク、統一パッケージデザイン

